

# 令和8（2026）年度とちぎインターンシップフェア開催事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する令和8（2026）年度「とちぎインターンシップフェア開催事業」業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

## 1 目的

本業務においては、インターンシップフェアの開催により、学生と県内企業とのマッチングを支援するとともに、インターンシップ取組支援セミナーの開催により、県内企業におけるインターンシップ実施を支援することで、学生のインターンシップ参加を促進し、県内企業への就職につなげることを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年12月31日（木）まで

## 3 委託業務

### （1）とちぎインターンシップフェア2026（以下「フェア」という。）の開催

次の要件を満たす企画立案、周知・募集、実施運営に係る業務

#### ア 内容

県内企業が実施するインターンシップへの参加を希望する学生と県内企業とのマッチングを図るためのフェアを開催する。

#### イ 実施時期・回数

対面開催を令和8（2026）年7月12日（日）に1回実施するほか、WEB開催を学生の参加が多数見込まれる時期を選定の上1回実施することとするが、実施時期については、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

#### ウ 会場等

対面開催の会場は、ライトキューブ宇都宮（宇都宮市宮みらい1-20）とする。WEB開催は、参加者が100名を超える規模でも対応できるよう準備すること。

#### エ 対象者

県内企業のインターンシップに参加を希望している学生（大学、短大、高専、専修学校等）及び保護者等とする。

#### オ 参加企業等

栃木県内に就業場所を有し、インターンシップを実施することを要件とする。なお、参加企業等は、対面開催を30社程度、WEB開催を15社程度とする。

#### カ 実施に伴う業務

##### （ア）広報にすること

広く学生等の参加を促すため、広報物を作成し、周知・広報を行う。なお、広報物の内容については、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

また、広報物の著作権は栃木県に帰属するものとし、作成後の電子データを県に提出すること。

##### （イ）参加企業等の募集・受付・選定

参加企業等の募集・受付・選定等の方法については、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

##### （ウ）参加者の募集・受付

参加者の募集・受付等の方法については、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

(エ) 会場の設営

対面開催時には、企業等が、参加者に対してインターンシップの取組を説明するための個別ブースを設置すること。また、栃木県が主催する各種就活関連イベントのチラシ及び県内企業等のパンフレット等を配架できる資料コーナーを設置すること。

(オ) 当日資料の作成・配布

参加者及び企業向けに配付する資料を作成する。

(カ) フェアの運営

当日における参加者・企業等の受付及び進行等を実施する。

(キ) 参加者、企業等へのアンケートの実施、集計

アンケートを実施し、集計結果を栃木県に報告する。

キ フェア実施後の業務

(ア) フェア参加企業等のインターンシップ等受入状況調査

フェア参加企業等に対し、参加後のインターンシップ受入実績の有無及び参加者数等を調査し、その結果を栃木県に報告することとする。なお、調査項目については、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

(イ) その他県が必要と認める事項

(2) インターンシップ取組支援セミナー（以下「セミナー」という。）の開催

次の条件を満たす事業の企画立案、周知・広報、実施運営に係る業務

ア 内容

県内企業等を対象に、効果的なインターンシップを実施するための知識やノウハウを習得するためのセミナーを以下の対象別に1回ずつ開催する。

また、セミナーの内容については、下記プログラムを原則とするが、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

（プログラム例）

(ア) インターンシップ等の現状及び課題等の解説

(イ) 効果的なインターンシッププログラム及び運営方法等の解説

(ウ) 県内企業のインターンシップ事例の紹介

イ 対象

セミナー名称	対象（例）
入門編（仮称）	・インターンシップ未実施企業 ・オープンカンパニー（職場見学等）を実施している企業 等
応用編（仮称）	・1 day 以上のインターンシップ実施企業 ・就業体験を伴うプログラムを実施又は検討している企業 等

なお、各回とも栃木県内に就業場所を有する企業等 20 社程度とする。

ウ 講師の選定

講師については、インターンシップ等について専門的な知識を持った者を1名、栃木県内でインターンシップの導入実績があり、また、その取組について紹介できる者（企業等）を選定すること。

なお、講師の選定については、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

エ 実施時期・回数

原則として、令和8（2026）年6月に開催することとするが、実施時期については、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

オ 開催形式

各回ともWEB開催とする。なお、参加者間でグループワーク等を行えるよう運営すること。

カ 実施に伴う業務

（ア） 参加企業等の募集・受付・決定

参加企業等の募集・受付・決定等の方法については、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

（イ） 当日資料の作成・配布

参加企業等へ配布する資料を作成する。

（ウ） セミナーの運営

当日における参加企業の受付及び進行等を実施する。

（エ） アンケートの実施、集計

参加企業等に対してアンケートを実施し、集計結果を栃木県に報告することとする。

#### 4 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。

#### 5 委託料の支払い

（1） 委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。

（2） 当該委託料の支払期日をはじめ、委託費の請求、事業終了後の精算に必要な手続き等については、当該委託業務に係る契約書において別途定める。

#### 6 秘密の保持

受託者は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託業務終了後もまた同様とする。

#### 7 その他

- （1） 受託者は、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守する。
- （2） 委託業務の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、委託業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- （3） 委託業務の実施に当たっては本仕様書の範囲内において、栃木県と受託者が協議を重ねながら実施する。
- （4） この仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- （5） 受託者は、書面により栃木県の承認を得たときを除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- （6） 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。

- (7) 委託業務は国の「地域未来交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。
- ア 機器・器具等の調達に要する経費  
必要となる機械・器具等（消耗品を除く）については、リースやレンタルで対応すること。
- イ 関係書類の整備  
委託業務は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、栃木県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。
- (8) 災害や感染症等の発生状況により、「3 委託業務」の実施が困難になった場合は、栃木県と協議の上、実施内容等の見直しを行い、同等の対応をすることとする。